

宝塚市新規出店改装チャレンジ応援補助金交付要綱

(通則)

第1条 宝塚市新規出店改装チャレンジ応援補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等の取扱いに関する規則（平成元年規則第19号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、出店促進型補助金、商店街空き店舗活用型補助金又は店舗等リノベーション型補助金の交付を行うことにより、市内全域のにぎわいの創出及び雇用機会の拡大を図り、もって本市商業の振興に資することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き店舗等 店舗等として使用できる状況でありながら、入居募集後3か月以上空いている状態（自己所有の店舗を新築した場合又は物件を改装し店舗とした場合を除く。）の店舗をいう。ただし、市長が特別な事情があると認めた場合には、当該事情を考慮して判断した店舗をいう。
- (2) 既存店舗等 申請日時点で、3年以上事業を継続している店舗をいう。ただし、市長が特別な事情があると認めた場合には、当該事情を考慮して判断した店舗をいう。
- (3) 出店促進型補助金 補助金のうち、市内の空き店舗等への魅力的な店舗の出店を促進するため、当該空き店舗等を活用して事業を開始する事業者に対して、改装工事、設備購入費等に係る経費の一部を補助するものをいう。
- (4) 商店街空き店舗活用型補助金 補助金のうち、市内商店街の空き店舗等を活用した事業を実施するための家賃の一部を補助するものをいう。
- (5) 店舗等リノベーション型補助金 補助金のうち、市内の既存店舗等を対象に、市内の施工者を活用して改装等の工事を行うための経費の一部を補助するものをいう。

(補助金の交付対象)

第4条 市は、予算の範囲内において、この要綱に基づき空き店舗等又は既存店舗等を活用して事業を開始する事業者等に対し、その経費の一部を補助するものとする。なお、補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）、補助金の交付対象となる工事等（以下「補助対象工事等」という。）、補助対象工事等その他家賃など補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金額については、別表第1のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、別表第2に定めるいずれかの事項に該当する事業者は補助対象者とししないものとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 出店促進型補助金と商店街空き店舗活用型補助金との併給は、これを妨げない。この場合において、前項の規定による交付申請は、同時に行うことができる。

(宝塚市新規出店改装チャレンジ応援補助金審査委員会)

第6条 市長は、前条の規定により申請のあった交付申請書（出店促進型補助金又は店舗

等リノベーション型補助金に係るものに限る。)に記載された内容について、本要綱に定める補助金の交付目的への適合性に係る審査をするため、宝塚市新規出店改装チャレンジ応援補助金審査委員会(以下「審査委員会」という。)を置く。

- 2 審査委員会は、市長が別に定める審査委員会設置基準に基づき、交付申請書等の記載内容について、補助金の交付の適否を審査し、その結果を市長に報告する。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、第5条に規定する交付申請に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査を行い、当該申請に係る補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付の決定(以下「交付決定」という。)をする。なお、出店促進型補助金又は店舗等リノベーション型補助金については、前条第2項により審査委員会からの報告内容も考慮し、交付決定を行う。

- 2 市長は、交付決定の内容を、補助金交付決定通知書(様式第2号)により補助対象者に通知するものとする。また、前項に規定する決定をするにあたり必要な条件を補助金交付決定通知書に付すことができる。

(補助事業の変更、中止又は廃止)

第8条 補助対象者は、補助事業の内容の変更を行おうとする場合は、補助金変更交付申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更により補助金の減額をする場合において、補助金実績報告書(様式第8号)により、その変更理由を明記したときは、提出を要しないものとする。なお、補助金額の変更を伴わない軽微な変更(代表者の変更、住所の変更等)のみの場合は、変更届(様式第4号)を提出するものとする。

- 2 補助対象者は、補助事業の中止又は廃止を行おうとする場合は、補助金中止(廃止)承認申請書(様式第5号)を、市長に提出しなければならない。

- 3 市長は、前2項の申請に対し、申請事項を承認すべきものと認めたときは、その旨を補助金変更交付決定通知書(様式第6号)又は補助金中止(廃止)承認通知書(様式第7号)により、当該申請者に通知するものとする。

(実績報告書の提出)

第9条 補助対象者は、補助事業が完了したとき(補助事業の廃止を受けたときを含む。以下同じ。)は、補助金実績報告書(様式第8号)及び市長が別に定める書類をその指定する期日までに市長に提出しなければならない。

(補助事業の完了調査および補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があった場合には、補助事業完了による成果が補助金の交付決定の内容及びこれに附した条件に適合するか否かを、その報告書において調査するものとし、疑義が生じた場合は必要に応じて現地調査を行うものとする。完了調査において適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し当該補助対象者に補助金確定通知書(様式第9号)により通知しなければならない。

- 2 市長は、前項に規定する完了調査の結果が不適合であるときは、補助事業に適合させるための措置を補助事業者に命じるものとする。

- 3 前項の規定により命令を受けた補助事業者は、当該命令に係る措置をすみやかに実施するものとする。是正措置が完了したときは、第9条の規定に従って実績報告をしなければならない。

(補助金の請求)

第11条 補助対象者は、前条の規定による補助金額確定通知があった場合は補助金請求

書（様式第10号）により請求することができる。

（補助金の概算払い）

第12条 商店街空き店舗活用型補助金について、補助対象者は交付決定の属する年度の9月末までに完了した補助対象事業について交付決定額の一部を概算払により請求することができる。

2 前項の規定により補助金の概算払を受けようとする補助対象者は、補助金概算払請求書（様式第11号）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1） 補助対象者が補助期間中に補助事業を中止し、又は廃止した場合

（2） 補助金交付決定内容又はこの要綱に違反した場合

（3） 補助事業に関し詐欺その他不正な行為を行ったとき。

2 市長は、前項の取消しの決定を行った場合には、その旨を補助金交付決定取消通知書（様式第12号）により補助対象者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第14条 市長は、前条第1項の規定による取消しを決定した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、当該決定の日の翌日から15日以内の期間を定めて、その返還を命ずることができる。

2 市長は、第10条第1項の額の確定を行った場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、当該確定日の翌日から15日以内の期限を定めて、その返還を命ずることができる。

3 市長は、やむを得ない事情があると認めたときは、前2項の期限を延長することができる。

（帳簿の備付け）

第15条 補助対象者は当該補助事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を備え、かつ、収入及び支出について証拠書類を整理し、当該補助事業が完了した年度の翌年から5年間保存しなければならない。

（財産の処分の制限）

第16条 補助対象者（出店促進型補助金又は店舗等リノベーション型補助金の交付対象者になる者に限る。次項において同じ。）は、当該補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を、別に定める処分制限期間内に、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する場合において、その取得価格又は効用の増加価格が50万円以上であるときは、市長の承認を受けなければならない。

2 補助対象者は、前項の承認の対象となる財産に係る台帳を備え、その処分制限期間の間、保存しておかななければならない。

（補則）

第17条 この要綱で定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

（この要綱の失効）

- 2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第15条及び第16条の規定については、同日以後もなおその効力を有する。
(宝塚市店舗等リノベーション補助金交付要綱の廃止)
- 3 宝塚市店舗等リノベーション補助金交付要綱(令和4年4月25日制定)は、廃止する。
(経過措置)
- 4 この要綱の施行日前に、廃止前の宝塚市店舗等リノベーション補助金交付要綱又は改正前の宝塚市店舗等魅力向上チャレンジ支援補助金交付要綱(次項において「改正前要綱」という。)に基づきなされた交付申請に係る補助金に関しては、なお従前の例による。
- 5 この要綱の施行の際現にある改正前要綱の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。
- 6 現にある旧様式による書類については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表第1（第4条第1項関係）

1 出店促進型補助金

区分	要件
補助対象者	<p>以下の条件を全て満たすもの。</p> <p>1 個人事業者、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者、特定非営利活動法人のいずれかに該当する者のほか、その他市長が特に必要と認める者。</p> <p>2 店舗等で、次の各号のいずれかに該当する事業を行う者とする。ただし、市外に本店があるフランチャイズ店舗等については、対象外とする。</p> <p>（1）日本標準産業分類（令和5年7月27日総務省告示第256号）に掲げる次のいずれかの業種のうち専ら一般の消費者を顧客とする事業。</p> <p>ア 小売業（中分類56～60）</p> <p>イ 宿泊業（中分類75）</p> <p>ウ 飲食店（中分類76）</p> <p>エ 持ち帰り・配達飲食サービス（中分類77／小分類772 配達飲食サービスを除く。）</p> <p>オ 洗濯・理容・美容・浴場業（中分類78） （インターネット販売を主としているものを除く。）</p> <p>（2）観光振興に資する休憩所又はギャラリーの設置、運営その他の来街者の滞留性を高める事業（ただし、前号のいずれかの事業を併設すること。）</p> <p>（3）前2号に掲げるもののほか、出店地域又は商店街の魅力向上に資すると市長が認める事業（イベントその他の一過性の事業を除く。）</p> <p>3 次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。</p> <p>（1）補助対象事業に係る営業を行うこと。</p> <p>（2）店舗が原則1日6時間以上かつ週5日以上営業すること。</p>
補助対象経費	<p>市内の空き店舗等を活用して出店する際の改装工事に要する経費及び建物に附属する設備工事費経費とする。</p> <p>なお、消費税及び地方消費税相当分については補助対象経費から除外する。</p>
補助金額	<p>補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額で、120万円（出店地域が宝塚市都市計画マスタープランの土地利用方針図の中心市街地内の市が指定する路線図（別図1-1）に面している場合、別図1-2の道路沿い及び区域の場合並びに別図1-3の場合あつては、135万円）を限度とし、交付決定後から補助期間を開始するものとする。ただし、補助金の額が千円未満の場合にあつては、これを切り捨てる。</p>

2 商店街空き店舗活用型補助金

区分	要件
補助対象者	<p>以下の条件を全て満たすもの。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 個人事業者、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者、特定非営利活動法人のいずれかに該当する者のほか、その他市長が特に必要と認める者。 2 店舗等で、次の各号のいずれかに該当する事業を行う者とする。ただし、市外に本店があるフランチャイズ店舗等については、対象外とする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 日本標準産業分類（令和5年7月27日総務省告示第256号）に掲げる次のいずれかの業種のうち専ら一般の消費者を顧客とする事業。 <ol style="list-style-type: none"> ア 小売業（中分類56～60） イ 宿泊業（中分類75） ウ 飲食店（中分類76） エ 持ち帰り・配達飲食サービス（中分類77／小分類772 配達飲食サービスを除く。） オ 洗濯・理容・美容・浴場業（中分類78） （インターネット販売を主としているものを除く。） (2) 観光振興に資する休憩所又はギャラリーの設置、運営その他の来街者の滞留性を高める事業（ただし、前号のいずれかの事業を併設すること。） (3) 前2号に掲げるもののほか、出店地域又は商店街の魅力向上に資すると市長が認める事業（イベントその他の一過性の事業を除く。） 3 次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 補助対象事業に係る営業を行うこと。 (2) 店舗が原則1日6時間以上かつ週5日以上営業すること。 (3) 商店会の同意を得ること。
補助対象経費	<p>補助対象者の要件に定める各種事業の運営に係る家賃とする。</p> <p>なお、消費税及び地方消費税相当分については補助対象経費から除外する。</p>
補助金額	<p>補助金の額は、家賃月額額の3分の1以内の額で、月額2万円（出店地域が宝塚市都市計画マスタープランの土地利用方針図の中心市街地内の市が指定する路線図（別図1-1）に面している場合は3万円）を限度とし、店舗の営業開始日の属する月の翌月から補助期間を開始するものとし、補助期間開始月から最長1年間の交付申請を年度ごとに行うことができる。ただし、補助金の額の合計が千円未満の場合にあっては、これを切り捨てる。</p>

	<p>また、家賃の改定による補助金の増額を認めない。ただし、当初の賃貸借契約後3か月以内に家賃の改定がある場合は、補助金の交付申請時に申し出があった場合に限り増額を認める。</p> <p>なお、1か月のうち15日を超える日数の間、店舗を休業した場合にあっては、該当月にかかる経費は補助の対象外とする。</p>
--	--

3 店舗等リノベーション型補助金

区分	要件
補助対象者	<p>以下の条件を全て満たすもの。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 市内に店舗等を所有又は賃借し営業している個人事業者、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者、特定非営利活動法人のいずれかに該当する者のほか、その他市長が特に必要と認める者。ただし、市外に本店があるフランチャイズ店舗等については、対象外とする。 2 次の各号のいずれかに該当する事業を行う者とする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 日本標準産業分類（令和5年7月27日総務省告示第256号）に掲げる次のいずれかの業種のうち専ら一般の消費者を顧客とする事業。 <ol style="list-style-type: none"> ア 小売業（中分類56～60） イ 宿泊業（中分類75） ウ 飲食店（中分類76） エ 持ち帰り・配達飲食サービス（中分類77／小分類772 配達飲食サービスを除く。） オ 洗濯・理容・美容・浴場業（中分類78） （インターネット販売を主としているものを除く。） 3 改装等の工事を行う店舗等において、補助対象工事等の完了日から起算して3年間以上、上記2に該当する事業を継続する意思のある者。 4 原則週5日以上営業している者又は補助対象工事等の完了後、原則週5日以上の営業をする意思がある者。
補助対象工事	<p>以下に掲げるものとする。ただし、市内に本社、本店等主たる事業所を有する法人もしくは市内に住所がある個人が施工する工事であること。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 外壁の張替え、塗装、屋根の葺き替え、塗装等の外装工事 (2) 内壁、床及び天井の張替え等の内装工事 (3) 扉、窓ガラス、サッシ等の交換の建具工事 (4) トイレの改修（便器の取替のみも含む）等の給排水

	<p>設備工事</p> <p>(5) 電気・ガス工事</p> <p>(6) 店舗等に係る看板及び暖簾等の設置又は改修</p> <p>(7) 店舗等内に据え付ける什器の設置工事</p> <p>(8) その他、市長が特に適当と認めるもの</p> <p>ただし、下記の工事は対象外とする。</p> <p>(1) 対象店舗の老朽化や経年劣化、又は災害等による店舗の修繕、補修</p> <p>(2) エアコン、換気扇等の設置、更新、入れ替えに関する工事</p> <p>(3) 冷蔵庫の設置、更新、入れ替えに関する工事</p> <p>(4) 工事を伴わない備品及び家具の購入</p> <p>(5) 店舗等に付属しない屋外設備の設置</p> <p>(6) 外構工事</p> <p>(7) その他、店舗等で必要であると認められないもの</p>
補助対象経費	<p>補助対象工事に要する経費とする。</p> <p>なお、消費税及び地方消費税相当分については補助対象経費から除外する。</p>
補助金額	<p>補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額で、25万円を限度とし、交付決定後から補助期間を開始するものとする。ただし、補助金の額の合計が千円未満の場合にあつては、これを切り捨てる。なお、補助対象経費は、15万円以上であること。</p>

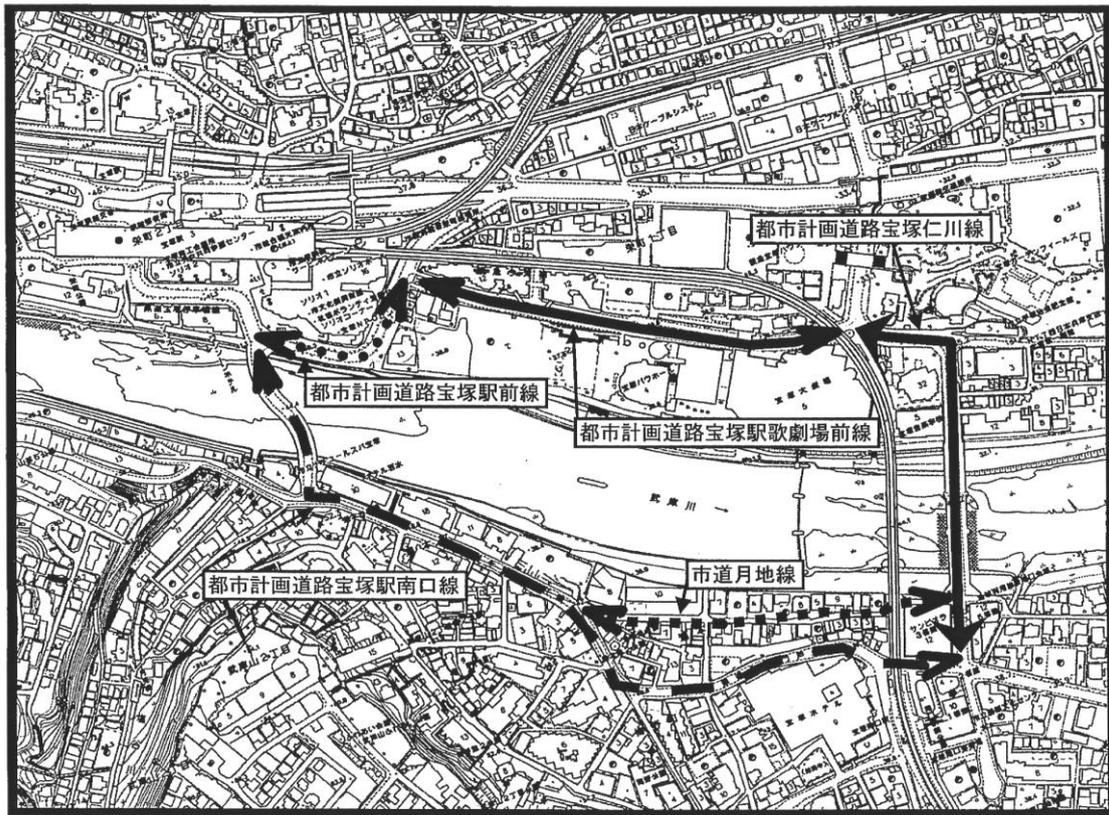
別表第2（第4条第2項関係）

区分	要件
出店促進型補助金	<p>以下のいずれかに該当する事業者</p> <p>(1) 過去に宝塚市店舗等魅力向上チャレンジ支援補助金、宝塚市店舗等リノベーション補助金又は宝塚市新ビジネスモデル等創出支援補助金を受けた事業者</p> <p>(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する店舗型風俗特殊営業又はそれらに類似する業種を営む事業者</p> <p>(3) 宝塚市税の滞納がある事業者</p> <p>(4) 宝塚市暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年条例第6号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号の暴力団密接関係者である事業者</p> <p>(5) 政治団体又は宗教上の組織もしくは団体である事業者</p> <p>(6) 別表第1に定める別図内で店舗の移動をする者</p>

	(7) 前6号に掲げるもののほか、市長が不相当と認める営業を行っている者
商店街空き店舗活用型補助金	<p>以下のいずれかに該当する事業者</p> <p>(1) 過去に宝塚市店舗等魅力向上チャレンジ支援補助金、宝塚市店舗等リノベーション補助金又は宝塚市新ビジネスモデル等創出支援補助金を受けた事業者</p> <p>(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する店舗型風俗特殊営業又はそれらに類似する業種を営む事業者</p> <p>(3) 宝塚市税の滞納がある事業者</p> <p>(4) 宝塚市暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年条例第6号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号の暴力団密接関係者である事業者</p> <p>(5) 政治団体又は宗教上の組織もしくは団体である事業者</p> <p>(6) 同じ商店街内で店舗の移動をする者</p> <p>(7) 対象となる家屋の所有者と生計を一にしている者及び当該所有者と2親等以内の親族である者並びに当該所有者が補助金の交付を受けようとする法人の役員である者</p> <p>(8) 前7号に掲げるもののほか、市長が不相当と認める営業を行っている者</p>
店舗等リノベーション型補助金	<p>以下のいずれかに該当する事業者</p> <p>(1) 過去に宝塚市店舗等魅力向上チャレンジ支援補助金、宝塚市店舗等リノベーション補助金又は宝塚市新ビジネスモデル等創出支援補助金を受けた事業者</p> <p>(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する店舗型風俗特殊営業又はそれらに類似する業種を営む事業者</p> <p>(3) 宝塚市税の滞納がある事業者</p> <p>(4) 宝塚市暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年条例第6号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号の暴力団密接関係者である事業者</p> <p>(5) 政治団体又は宗教上の組織もしくは団体である事業者</p> <p>(6) 同じ年度内において、同一内容の対象事業で、国、兵庫県及び宝塚市を含む他の自治体で実施している補助金等の他の助成金を受給している事業者又は受給する予定がある事業者</p>

	(7) 前6号に掲げるもののほか、市長が不相当と認める営業を行っている者
--	--------------------------------------

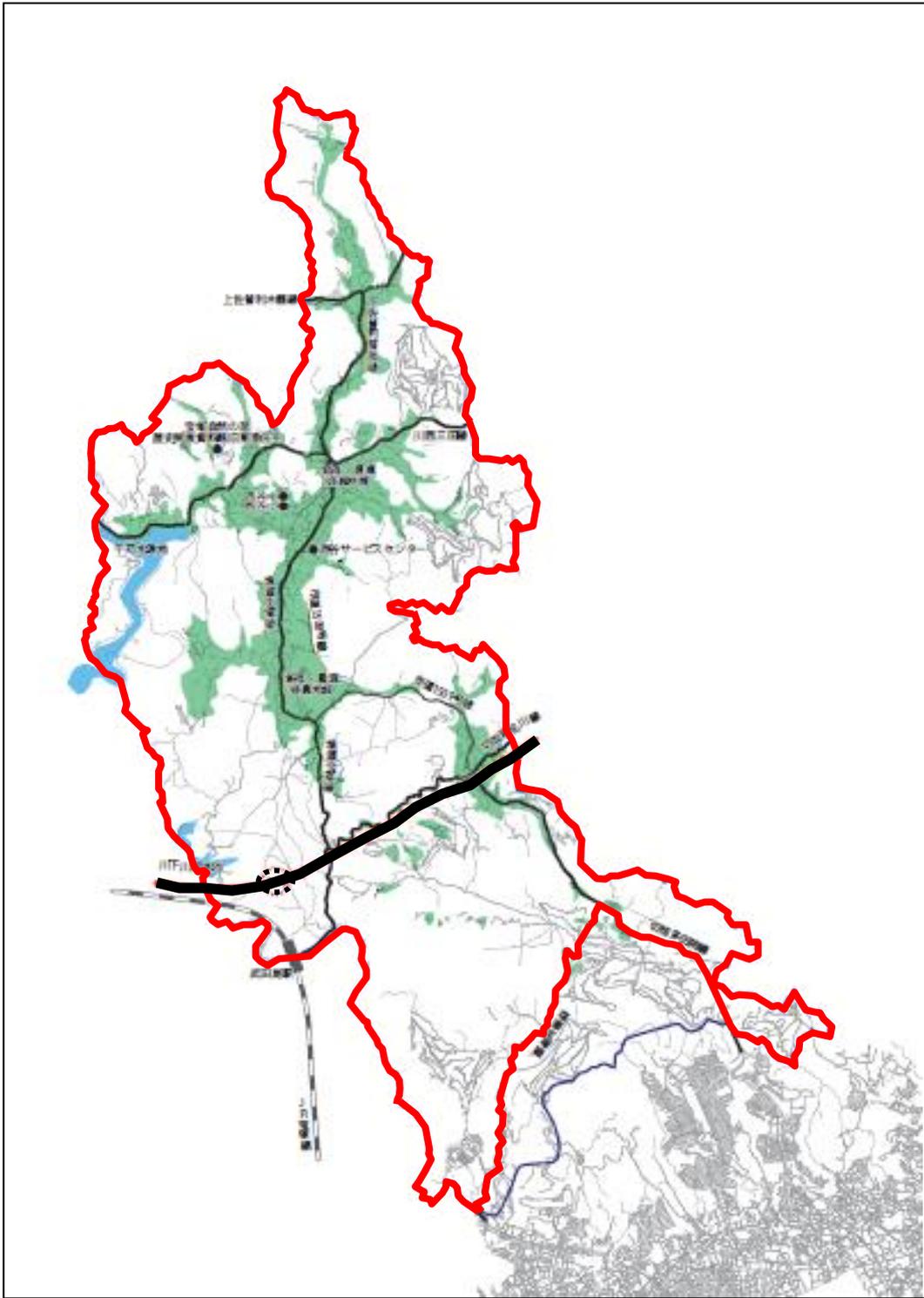
別図1-1 (第4条関係)



上記、太線の路線の区域を補助対象区域とする。

- (1) 都市計画道路宝塚南口線
- (2) 都市計画道路宝塚駅前線 (都市計画道路宝塚駅前歌劇場前線との交差点から都市計画道路宝塚南口線との交差点まで)
- (3) 都市計画道路宝塚駅前歌劇場前線
- (4) 都市計画道路宝塚仁川線 (都市計画道路宝塚駅前歌劇場前線との交差点から都市計画道路宝塚南口線との交差点まで)
- (5) 市道月地線

別図1-3 (第4条関係)



上記の太線で囲った区域を補助対象区域とする。
南部区域との境界は次の通りとする。

- (1) 県道塩瀬宝塚線より北側
- (2) 県道切畑多田院線より北側